

今回の火薬小委員会でご議論頂く範囲の 技術基準一覧

- 火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準関係（規則第 2 1 条関係）
- 火薬庫（地上式一級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 4 条関係）
- 火薬庫（地上覆土式一級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 4 条の 2 関係）
- 火薬庫（地中式一級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 5 条関係）
- 火薬庫（地下式一級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 5 条の 2 関係）
- 火薬庫（二級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 6 条関係）
- 火薬庫（三級火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 7 条関係）
- 火薬庫（煙火火薬庫）構造等の技術上の基準関係（規則第 2 8 条関係）
- 土堤の技術上の基準関係（規則第 3 1 条関係）
- 防爆壁の技術上の基準関係（規則第 3 1 条の 3 関係）

<火薬庫の説明>

一級火薬庫：恒久施設で最も堅牢な構造であり、通常貯蔵量が多い火薬庫。

地上式一級火薬庫：地上に設けられる一級火薬庫

地上覆土式一級火薬庫：庫口方向以外の三方と上方に人工的な土が盛られている一級火薬庫

地中式一級火薬庫：庫口方向以外の三方と上方が天然の地盤で覆われている一級火薬庫

地下式一級火薬庫：地下に設置する一級火薬庫

二級火薬庫：土木工事など一時的な事業に供せられる臨時に設けられる火薬庫

三級火薬庫：貯蔵量の少ない火薬庫

煙火火薬庫：煙火に限定して貯蔵を認められる火薬庫。

※今回見直しをする基準の分類

- 性能規定化、目的の明確化、対象の見直しを行う基準
- 地上式一級火薬庫の基準を準用する基準
- 新規に追加する基準
- 片側垂直土堤の技術基準の追加により改正する基準

